Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

会長 伊東 和幸　幹事 説田 賢哉
■ 例 会 場　L'AUBE kasumigaura TEL.029-875-8888
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-south-rc.com
■ Eメール　t_minami@lapis.plala.or.jp

2022～2023年度
国際ロータリーテーマ

イマジン ロータリー

2022年11月22日　14号
2022年11月15日　第3例会報告

地区HP　地区行事予定

1．点　　鐘　伊東和幸会長
2．ロータリーソング斉唱（黙唱）
　奉仕の理想
3．幹事報告　説田賢哉幹事
4．委員会報告
5．ニコニコBOXの発表　山口裕由副ＳＡＡ
6．会員卓話　石神敦子会員
7．出席状況報告　出席委員会
8．点　　鐘　伊東和幸会長

（司会進行：井坂雄祐ＳＡＡ）

本日のプログラム
勝田達也会員より「市政報告」を伺います。

次週のプログラム
11月29日(火)の例会は，ボーイスカウト茨城県第5地区副協議会長・土浦第5団委員長 鈴木君江様をお迎え致します。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
85	58	5	69.88	1・2・6 10・11	13・16・17・18	7	78.31

【委員会報告】

ロータリー財団委員会

齊　田　正　一　委員

既に何度もお願いしている事となりますが，財団への年次寄付170ドル，ポリオへ30ドルの計200ドルの寄付をお願いしたいと思います。この他に，ベネファクター 1回1,000ドルですが，こちらも出来る方がいらっしゃいましたらご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

【新会員卓話】

石　神　敦　子　会員

皆さまこんにちは！行政書士の石神敦子と申します。昨年7月に入会させて頂いて，本日はじめて卓話をさせていただきます。入会初めはコロナで例会が休会になったりもありましたが，その後，米山記念館旅行に混ぜて頂いたり，色々な方々にお声がけいただいたりと，おかげさまで充実した時間を過ごさせて頂いて感謝しております。

初めに，自己紹介と，後半は，ご遺言・相続についてお話しさせてください。人生の大先輩方の前で卓話，等といいますと，大変おもはゆいですが，きょうは皆様の胸を借りる気持ちです。

自己紹介として，私のことを少々お話しますと，私は今は牛久の主人の実家に，義母と三人でのんびり暮らしております。牛久の事務所までは車でスープの冷めない距離ですね。

お嫁に来るまでは，物心ついた時から，土浦と同じ常磐線の通る，柏市に住んでおりました。柏というと，国道6号と16号の交わる呼塚交差点というところが，万年渋滞していることをご存じの方もいらっしゃるのではないでしょうか。

休日は，家族と登山をしたりします。一年に一回，北アルプスに登り，山小屋かテントに泊ります。

登山のきっかけは，ゴールデンウィークに親戚と観光で長野に行き，きれいな風景に魅了されたことです。桜と雪山と，ちょうど水を張った水田に，逆さに日本アルプスが映りこんで本当に美しかったのです。

とはいっても，山小屋泊りがけでアルプス登山は年に一回のみで，ほかは，もっぱら日帰りで，筑波山・宝篋山をはじめ，埼玉の秩父や，神奈川の丹沢など気分転換を兼ねて楽しんでいます。実は，恥ずかしながら，富士山登山がまだなんです。ですので，この中にも富士山に登山された方がいらっしゃると思いますが，羨ましいですので，あとでぜひお話をお聞かせください。

さて，次にご遺言・相続についてお話させて頂く前に，行政書士という仕事について，いったい何がお仕事なのときかれますので，ご説明させてください。

一般的に，行政書士という職業の人は何をする人なのかあまり知られていないようです。他

の行政書士さんで，長年つきあっている社長さんから，他の人に紹介されたとき，「司法書士さんです」と紹介されたという笑い話も聞いたことがあります。

実は，私も今になって思うと，開業するまで，よくわかっていませんでした。

ひとまず行政，許認可，役所に関することは投げかけて頂ければと思います。

そして，官公署の中でも，税に関することは税理士さん，登記に関することは司法書士，裁判所に関することは弁護士に，それぞれの法律で立て分けられているとざっくり考えて頂ければ OK です。

なぜ，ご遺言が必要なのでしょうか。

裁判所の統計では，相続に関して調停・審判など，裁判所を利用される方の数が年々増えています。この数は，いわゆる団塊世代の後期高齢者入りに向けて，益々増えるものと予想されています。

その背景としては，原因は３つあると言われています。

１つは，戦後の民主主義，つまり，欧米式の民主主義の名のもとに，家制度や地主制度，家督制度が変更されて，耕作している広い田畑をまとめて一人が継ぐのではなく，均分相続になり，こどもたち一人一人の権利意識が強くなってしまったことですね。

そこで，通常でしたら，ご相続の際に話し合いが必要なのですが，ここで，２つめの，核家族化問題が出てきます。

相続人となるお子さんたちが必ずしも近くに住んで連絡を密にしているとは限らない点ですね。それに加えまして，３つ目の要因となるのが，現在の社会状況，経済状況です。コツコツと働いてきた方々にとって，人生でまとまったお金が手に入る機会が２つあると一般的に言われております。一つが，退職金，もう一つが・・・親御さんのご相続です。遺言があれば，相続は未然に防げるでしょうか，有効適切な遺言があれば防ぐことは十分に可能です。

最新の法改正に対応したご相談を承ります。ぜひ，ご興味のある方はお気軽にお声がけ下さい。